

五党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、日本住血吸虫病は、農耕その他地域住民の日常生活に重大な障害を与えるものであります。山梨、佐賀、福岡、広島各県において、いまだ広く蔓延しております。この疾病の根絶をはかりますためには、病原虫の中間宿主であるミヤイリガイを絶滅する必要があります。

このため、昭和三十二年より十一年の基本計画を立て、ミヤイリガイの生息地帯における溝渠のコンクリート化が行なわれ、また、昭和四十年の法改正では新たに昭和四十七年度の法改正では昭和四十七年度以降二カ年の基本計画を立て、溝渠のコンクリート化が行なわれております。

このような施策等の結果、新しい患者の発生が著しく減少する等、相当の効果をおさめてはおりますが、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかるため、本案は、さらに昭和四十九年度以降五カ年にわたる内容の基本計画を定めようとするものであります。

以上が本案の趣旨であります。この際、私は、五党を代表いたしまして動議を提出いたしたいと存じます。

お手元に配付いたしております草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案
寄生虫病予防法の一部を改正する法律
寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
第三条ノ二第二項中「昭和四十七年度以降二箇年」を「昭和四十九年度以降五箇年」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十九年度に係る第三条ノ三第一項の実施計画に關しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

理由

日本住血吸虫病予防のためのコンクリート造り溝渠新設の基本計画の実施状況にかんがみ、更に昭和四十九年度以降五箇年にわたる内容の基本計画を定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野原委員長 ただいまの山下徳夫君、川俣健二郎君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君の動議について、御発言はございませんか。——御発言もございませんので、本動議について採決いたします。

山下徳夫君外四名提出の動議のごとく、お手元に配付いたしました草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○野原委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○野原委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣齋藤邦吉君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「第六条ノ二第一項」を「第六条第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を「規定により防空の実施に従事中の者又は旧南洋群島防空令においてよる場合を含む」の指定を受けた者」に改める。

第七条第三項及び第四項中「間」を「間」に、「内」において「内」に改める。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金額
特別項症	第一項症	一、五八八、〇〇〇円
	第二項症	一、二八六、〇〇〇円
	第三項症	一、〇三三、〇〇〇円
	第四項症	七七八、〇〇〇円
	第五項症	六〇三、〇〇〇円
	第六項症	四六一、〇〇〇円
	第七項症	四二九、〇〇〇円
	第八項症	三九七、〇〇〇円
	第九項症	三〇二、〇〇〇円
	第十項症	二三八、〇〇〇円
	第十一项症	二〇六、〇〇〇円

第八条第二項中「二万八千八百円」を「四万二千元」に、「九千六百元」を「一万二千元」に改める。

に、「一万九千二百円」を「二万四千元」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「四万二千元」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	一、六八九、〇〇〇円
第二款症	一、四〇一、〇〇〇円
第三款症	一、二〇二、〇〇〇円
第四款症	九八八、〇〇〇円
第五款症	七九二、〇〇〇円

第二十六条第一項中「九千六百元」を「一万二千元」に改め、同項第一号中「二十九万六千六百円」を「三十六万六千六百円」に改める。

第三十二条第三項第一号中「九千六百元」を「一万二千元」に改め、同項第二号及び第三号中「七千二百円」を「九千円」に改める。

第三十七条第一項中（第三十四条第三項の規定の適用により支給する弔慰金にあつては、一人につき三万円）を削る。

第三十九条の五中、第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては「及び」とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円を削る。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二万四千六百七十円」を「三万五百五十円」に、「二万五千四百七十円」を「三万一千五百五十円」に、「二万六千二百七十円」を「三万二千五百五十円」に改める。
第十六条第一項中「一万六千元」を「二万二千元」に、「但し」を「ただし」に改める。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「九千六百元」を「一万二千元」に、「二万八千八百元」を「四万二千元」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を附則第十四項とし、附則第十項の次に次の三項を加える。

11 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十一月一日とする。

13 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、第三條第一項に規定する者とみなす。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）
第五条 戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一類第七号 社会労働委員會議録第九号 昭和四十九年二月二十八日

第二條第二項第十二号中「第六條ノ二第一項」を「第六條第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を「規定により防空の実施に従事する者又は同法第六條ノ二第一項（旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてする場合を含む。）の指定を受けた者」に改める。

第四條第二項中「規定する第一目症又は第二目症に相当する」を「定める」に改める。

第十五條第三項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「さかなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第十八條第二項中「六千三百円」を「八千円」に改める。

第十九條第一項中「行なう」を「行う」に、「一万六千円」を「二万二千元」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第七條の規定の改正により、遺族年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同條第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」とする。

16 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一

16 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

（戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第七條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。）は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十九年九月三十日」と、「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

16 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一

一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同條第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする同條第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三條第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

18 前項の場合には、第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」と読み替へるものとする。

（戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八條 戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「九千六百元」を「一万二千元」に、「七千二百元」を「九千円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二條中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定並びに第五條中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二條第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者

三

に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法

の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第六項及び第七項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十三條第二項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第七條第九項	昭和四十六年十月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十一條第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十一條第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第十三條第一項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十八條第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十八條第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十八條第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十九條の四第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十九條の六	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十九年十月一日

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、及び

防空業務に従事にかつた傷病による廢疾又は死亡に關し、準軍属に係る障害年金、遺族給与金等を支給するとともに、戦没者の妻及び父母等並

びに戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給額を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○齋藤國務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これらの支給金額の引き上げ、支給範囲の拡大などを行なうことにより援護措置の一層の改善をはかることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、遺族年金及び遺族給与金等の額を恩給法に準じて増額することとしたしております。

改正の第二点は、準軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額を軍人軍属に支給する弔慰金及び遺族一時金の額と同額に引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、旧防空法の規定により防空業務に従事にかつた傷病により障害者となつた者またはこれにより死亡した者の遺族に、障害年金、遺族給与金等を新たに支給することとしたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとするほか、葬祭料の額を引き上げることとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。旧防空法の規定により防空業務に従事した傷病にかかり、現に第五款症以上の障害がある者

及び旧軍人または準軍人で公務上傷病にかかり、現に第三目症または第四目症の障害がある者に対して戦傷病者手帳の交付を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額及び葬祭料の額を増額すること等の所要の改正を行なうこととしたしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

改正の第一点は、満州事変以後、日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻及び父母等に対して新たに特別給付金を支給することとしたしております。

改正の第二点は、昭和四十八年の関係法律の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなつた戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に新たに特別給付金を支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野原委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕